

正当な理由として認められる内容	
I	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が各サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合
II	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
III	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
IV	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
V	市町村（地域包括支援センターを含む。）等から高齢者虐待等の困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合
VI	その他、客観的な根拠に基づき、当該事業所を選択せざるを得なかった正当な理由があると町長が認めた場合

（※V、VIについては行政機関からの依頼等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されている場合に限り、当該サービス件数から控除できるが、状態の変化に応じて適宜ケアプランの見直しが行われていること。また、その写しを報告書に添付して提出すること。）

- ◎ この報告書は事業所ごとに作成してください。
- ◎ 全ての居宅介護支援事業所はこの報告書を作成し判定結果を減算適用期間終了後5年間保存すること。
- ◎ 正当理由適用前の件数で、いずれかのサービスが一つでも80%を超えている場合は、当該報告書を判定期間満了後の翌15日までに、

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日

※平成30年度前期については、4月1日～8月末日を判定期間とします。

- ◎ 提出する際には事業所の控え一部を保管しておいてください。
- ◎ 報告書の内容について、実地調査等させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ◎ 特定事業所集中減算の適用の有無が変更になる場合は、この報告書と一緒に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を必ず提出してください。
- ◎ 記載された理由が正当な理由に該当するものかどうかは田原本町が適正に判断します。